

## 2. 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の廃止

①上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率が廃止になりました。(平成21年1月1日以降源泉徴収分より適用)

・上場株式等の配当にかかる町県民税軽減税率

平成20年	平成21年
3%(所得税7%)	原則 5% (所得税15%) 特例 3% (所得税7%) ※(平成21年から平成22年の間、配当のうち100万円以下の部分に限る。)

・上場株式等の譲渡益にかかる軽減税率

平成20年	平成21年
3%(所得税7%)	原則 5% (所得税15%) 特例 3% (所得税7%) ※(平成21年から平成22年の間、譲渡益のうち500万円以下の部分に限る。)

## 3. 公的年金からの特別徴収制度が導入されます。

高齢化の進展に伴い、公的年金受給者の納税の便宜を図り、市町村における徴収の効率化を図るという観点から、平成21年10月支給分より公的年金からの特別徴収が開始されます。(詳しくは、来年の特別徴収開始前に広報掲載予定)

# 確定申告・年末調整について

そろそろ年末調整がすみ、確定申告の時期が近づいてきました。そこで年末調整・確定申告について知っておきましょう！

### ○確定申告・年末調整とは？

確定申告とは？	私達は、自分が得た所得について税を納める義務があります。この所得にかかる所得税を納めるために、自営業者等が1月1日～12月31日までの所得及び所得控除等を、翌年2月16日から3月15日の申告期間に申告して納付する、これが確定申告です。 ※所得税の確定申告は所得税がかかる方のみ申告が必要です。所得税がかからない方は、町県民税申告をします。
年末調整とは？	給与の支払者は、毎月給与支払いの際に給与から所得税を源泉徴収(給与天引き)することになっています。しかし、この額は概算で計算されているため、精算をする必要があります。この精算が年末調整です。年末調整によって、給与所得・所得控除を計算し、源泉徴収されていた所得税の過不足を精算します。一般に給与所得者は年末調整をもって確定申告に代えますので、申告をする必要はありません。 ※ただし、副業がある場合や、2ヶ所以上から給与をもらっていて他の給与を年末調整に反映させていない場合等は、ご自分でも確定申告をし、所得税を再精算する必要があります。また、医療費控除など年末調整では控除できない控除がある場合も、確定申告をしないと還付を受けられません。中途退職等で年末調整しなかった方も、申告により還付を受けられる場合があります。

所得税の確定申告書や、年末調整後に事業所より提出される給与支払報告書は、町県民税の課税資料になります。(その為、町県民税は所得税より1年遅れの課税となります。)

### ○所得税・町県民税の課税・納付の時期

1月	1月	2月	3月	6月	5月
(給与所得者)		年末調整			
	所得税源泉徴収	所得税精算 (精算しきれない場合は 確定申告が必要)		年末調整・確定申告の資料により住民税を課税 普通徴収の場合は6・8・10・1月の4回 特別徴収の場合は6月～5月の12回に 分けて納付	
(自営業者など)			確定申告		所得税申告納付

### ～ 西原町内事業所の皆様へ ～ 給与支払報告書の提出は2月2日(月)までとなっています！

給与の支払をする者には、地方税法第317条の6により、給与支払報告書を住所地の市区町村に提出する義務があります。期限内の提出にご協力下さい。年の途中で退職した方についても、給与支払金額が30万円以上の場合には、報告しなければなりませんのでご注意ください。(地方税法第317条の6 第3項)

町県民税についてのお問合せ先  
西原町役場 税務課(町県民税係)  
TEL098-945-4729 (内線142)  
FAX098-946-6086

# 平成21年度町県民税の主な改正について

## 1. 寄付金税制の拡充

### I 都道府県・市区町村に対する寄附金

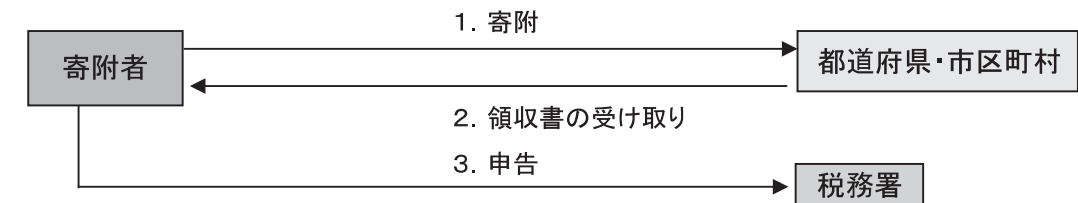
「ふるさと」に対し、貢献又は応援をしたいという思いを実現する観点から、個人住民税の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました！

ふるさと応援！

●どんな控除が受けられるの？

	改正前	改正後
(控除率)	所得控除方式により 適用対象寄附金 × 税率(10%)の軽減効果	税額控除方式により 都道府県・市区町村に対する寄附金のうち 適用下限額を超える部分について、個人住民税 所得割の概ね1割を上限として所得税と合わせて全額控除
(適用下限額)	10万円	5千円
(控除対象限度額)	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%

●寄附金控除の適用を受けるためには、申告が必要となります。



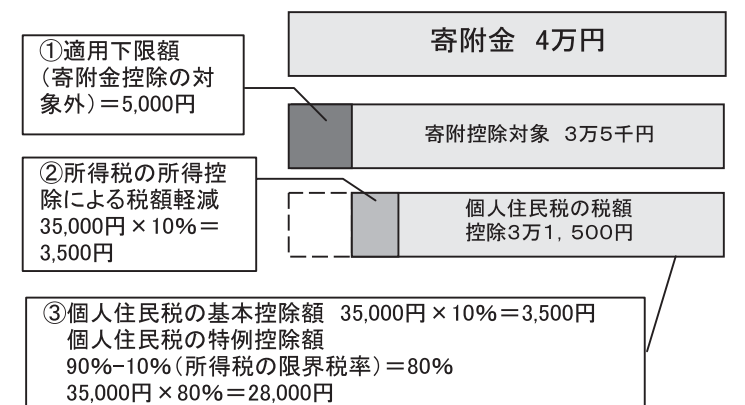
個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年の3月15日までに最寄の税務署(税務署が設置する申告会場)に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、ご注意ください。

※個人住民税の寄附金控除のみを受ける場合には、所得税の確定申告の代わりに、西原町にて町県民税申告を行うこともできます。ただし、この場合、所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。

### ●都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法(例)

給与収入700万円夫婦と子2人(うち1人特定扶養) 所得税の限界税率10% 町県民税所得割額293,500円の場合

- 寄附金4万円のうち、5,000円を引いた残り3万5,000円が控除対象となります。
- 所得税の寄附金控除(所得控除)で、 $3万5,000円 \times 10\%$ (限界税率)(※) = 3,500円の税額が軽減されます。
- 個人住民税の寄附金控除(税額控除)で、残りの3万1,500円の税額が軽減されます。
- ②と③あわせて、3万5,000円の税額が軽減されることになります。



※限界税率とは、この方に適用される所得税の最高税率をいいます。年収により5～40%となります。

### II 寄附金控除の対象が広がりました。

	改正前	改正後
(控除対象)	個人住民税の寄附金控除の対象は、 ①都道府県・市区町村 ②住所地の都道府県共同募金会 ③住所地の日本赤十字社支部に限定	左記に加え、所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金の中から、都道府県・市区町村が条例で指定することにより、個人住民税の寄附金控除が受けられるようになりました。
(控除)	適用下限額10万円を超える部分の寄附金 × 税率(10%)の軽減効果	適用下限額5千円を超える部分の寄附金 × 住所地の都道府県が指定した寄附金・・・4% 住所地の市区町村が指定した寄附金・・・6% の税額控除